

議案第117号

川崎市霊堂条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市霊堂条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年9月2日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市霊堂条例の一部を改正する条例

川崎市霊堂条例（昭和40年川崎市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「32,000円」を「32,590円」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

霊堂の使用料の額を改定するため、この条例を制定するものである。